

秀忠大御所期の豊後府内目付について（上）

入江 康 太

はじめに

元和九年（一六二三）二月、徳川家康の孫であり、かねてから謀反が噂されていた越前国北庄城主松平忠直は改易され、豊後萩原に配流された。その時、監視役として豊後に派遣されたのが豊後府内目付（以下府内目付と呼ぶ）である。

この府内目付については善積美恵子氏、田淵正和氏によって家光期（寛永九〜慶安四年）を中心に検討がなされている。

善積氏は府内目付を江戸幕府の諸国監察制度の中で忠直の監視という特定の目的のため派遣される目付の一つとし、『徳川実紀』の中から府内目付に関する記事を摘出して分析を行っている。^①善積氏はそこから元和九年から忠直の没する慶安四年までに派遣された府内目付の人名を提示し、府内目付の派遣が寛永九年（一六三二）までは三、四年間隔で、それ以後は使番・両番の旗本が二人づつ一年交代で派遣されることを指摘した。さらに、島原の乱における府内目付の行動から、その任務は忠直の監視に止まらず九州全体の動静を監察するものであったことを推測している。

田淵氏は細川家史料中の藩主忠利の誓状の案文である「御案文」を用い、善積氏が指摘できなかった寛永九年以前の府内目付を明らかにし、九州全体の動静を探る役目は少なくとも寛永九年までさかのぼることを指摘した。^②

府内目付の大枠については善積・田淵両氏によって明らかにされたが、両氏とも史料的な制約のためか考察の主な対象を家

光期とし、府内目付の派遣が開始された秀忠大御所期については十分な検討がされていない。⁽⁴⁾

そこで、本稿では九州大名の当該期の史料を用いて秀忠大御所期の府内目付の実態を明らかにする。⁽⁵⁾

第一章 元和九年～寛永九年における府内目付の派遣

【史料一】

(前略) 府内ノ城主竹中采女正次命ヲ奉して之ヲ守護シ、目付二人毎年交代シテ警衛ス、今年当番ノ目付ハ近藤勘右衛

門・駒井右京ナリ、

寛永元年甲子

(松平中將)
公三十歳

公豊後萩原ニ在、

在番目付小栗又市・加藤平内、

寛永二年乙丑

公三十有一歳

公豊後萩原ニ在、

在番目付山角藤兵衛・庄田小左衛門、

寛永三年丙寅

公三十有二歳

正月公移テ同国津守村ニ居ル、

在番目付東藤紀伊守・竹中筑後守、

寛永四年丁卯

公三十有三歳

公豊後津守ニ在、

在番目付能勢治左衛門・酒井五郎助、

寛永五年戊辰 公三十有四歳

公豊後津守ニアリ、

在番目付花房勘右衛門・瀧川三九良、

寛永六年己巳 公三十有五歳

公豊後津守ニアリ、

在番目付赤井豊後守・斉藤左源太、

寛永七年庚午 公三十有六歳

公豊後津守ニ在、

正月二十日松千代生ル、母ハ家女平賀氏、

在番目付城野織部・駒井次良左衛門、

寛永八年辛未 公三十有七歳

公豊後津守ニアリ、

在番目付本郷庄三郎・毛利伊豆守、

寛永九年壬申 公三十有八歳

七月廿三日熊千代^(貞母)生ル、母ハ松千代ニ同シ在番目付市橋三四郎・石川六左衛門

(後略)

この史料は松平忠直の年譜『西殿公年譜』に記載されている府内目付の一覧のうち寛永九年までの抜粋である。

この史料によると元和九年から毎年二人ずつ府内目付が派遣されていたことになる。ただし、田淵氏も指摘するように、この史料に出てくる人名のうち『徳川実紀』や『寛政重修諸家譜』で府内目付として確認できるのは駒井右京(親直)、庄田小

左衛門(安照、ただし『徳川実紀』等では寛永三年の派遣)、駒井次郎左衛門(昌保)の三名である。さらに庄田や田淵氏が明らかにした寛永九年派遣の本郷庄三郎勝吉・毛利(森)伊豆守重政が寛永八年派遣とこの史料ではなっており派遣年次についても疑問があるなど、この史料からすぐに元和九〇寛永九年間の府内目付派遣を判断することはできない。本章ではまず当該期の府内目付派遣者とその時期を明らかにし、次にその特徴・派遣形式について見てゆく。

第一節 府内目付派遣者と派遣時期

(第一回派遣)

江戸にいた豊前国小倉藩主細川忠利が元和九年九月四日に国元の父忠興にあてた書状から元和九年閏八月二四日頃に豊後府内への目付として近藤勘右衛門と駒井右京の二人が派遣されたことがわかる。また、彼らの実名は『寛永諸家系図伝』から近藤が用政、駒井が親直である。また、彼らの府内到着は元和九年九月五日の細川氏の覚書に近藤・駒井兩名に音信物を閏八月二七日に渡した、とあることからそれ以前であることがわかる。

近藤・駒井の府内離任は、寛永元年(一六二四)一〇月四日の岡藩船奉行柴山勘兵衛と三佐詰岡藩士上嶋源太夫から岡藩老職にあてた書状に、

【史料二】

一、勘右衛門様(近藤用政)・右京様(駒井親直)昨日昼辺ニ御出舟被遊候、兩人之者共も深江まで罷越申候、勘右衛門様御気色別替事も無御座候云々

一、今度御下被成候御目付衆様へ昨日則右京様御引合被成ニて被下候、御目見之仕候処ニ小栗又市(政忠)殿被仰候へ、今度之御船ニ被召候由一段御満足被成候由被仰云々

とあることから一〇月三日昼頃に速見郡の深江湊から出船し、同じ頃交替の目付小栗又市政信が府内に到着していたことがわ

かる。また、このときの近藤・駒井の乗船は岡藩提供である。¹³⁾

(第二回派遣)

先に述べたように近藤・駒井の交替の府内目付は小栗又市政信であるが、小栗の外にもう一人いる。寛永元年七月一四日に江戸の細川忠利から国元の父忠興にあてた書状¹⁴⁾から同年七月には交替の目付として小栗と加藤平内光直の名が挙げられ、同じく忠利の同年八月二四日に忠興へあてた書状から八月の終わりに江戸を出発していることがわかる。また、大坂から豊後に向かう船および船中の賄い物は加藤には岡藩から、小栗へは肥後加藤氏からそれぞれ提供されている。¹⁵⁾

彼らの離任時期は、寛永二年(一六二五)の筑前黒田氏の鳳凰丸事件のためそれぞれ異なっている。小栗・加藤の両者は鳳凰丸事件の調査のため連れ立って寛永二年八月二五日に府内から筑前へ向かい、その後加藤は府内に戻らず、年寄衆へ報告のためそのまま江戸へ戻った。¹⁶⁾小栗は寛永二年一月下旬に府内を岡藩提供の船で江戸へ出発している。¹⁷⁾

(第三回派遣)

小栗・加藤の交替として山角藤兵衛勝成・庄田小左衛門安照が寛永二年一〇月二〇日頃に江戸を出発することが岡藩の江戸聞役武部左京の国元へあてた書状¹⁸⁾から確認でき、同年一月下旬に府内に到着することが岡の老職に伝えられている。¹⁹⁾

彼らの離任時期は次にあげる寛永三年一月八日に岡の老職から船奉行柴山勘兵衛と三佐詰の藩士大岩市丞にあてた書状²⁰⁾の一節から推測できる。

【史料三】

一、殿様^(中山益)の御音信之わた御上之由御替之 御目付衆様はや御下着被成小左衛門様^(庄田安照)・藤兵衛様御上洛ニ付わた御上候哉、御替之御目付衆未御下向不被成藤兵衛様・小左衛門様御上洛ニても無之候ハ、はやり申候と存候、何たる御分別候哉承度候、殿様被成御帰城其後小左様・藤兵衛様御上洛の者又 殿様^(山角藤兵衛)の御音信被成候ハてハ難成儀と存候、然者二重ニ成申候、存之外成被成様と存事候

ここでは、府内目付交替の時期にあたり岡藩主中川久盛から庄田・山角が上落する際の餞別として送られるはずの綿について、現在交替の府内目付が到着したか、そうでないかということを老職から柴山・大岩へ問い合わせられている。これからこの時期に府内目付の交替が行われたことが推測できる。また、一月一〇日には山角が岡藩から水主を借りていることからこの推測は裏付けられると考える。

(第四回派遣)

次に派遣されたのが東条紀伊守長頼・竹中筑後守重信である。彼らは寛永三年一月一三日の細川氏の日帳に「符内萩原之御横目衆の替ニ」派遣されたとあり、進物が細川氏から送られているので一月中旬には府内に到着していることがわかる。

彼らの離任時期は寛永四年一月二六日の岡藩舟奉行柴山勘兵衛・岡藩土家原又左衛門の書状から同日であることがわかる。

(第五回派遣)

東条・竹中に替り派遣され府内目付は、寛永五年六月二八日の細川氏の日帳に「豊後御横目」の酒井五郎介忠知と能勢次左衛門頼重へ進物を送る、とあることからこの両名であることがわかる。彼らの着任時期ははっきりとわからないが、今までの例から考えると寛永一一月下旬に東条・竹中と入れ替わりに着任したと推測できる。

離任時期は寛永五年九月二八日の細川氏の日帳に一〇月二〇日頃に交替する、とあるのでその頃かと考えられる。

(第六回派遣)

先にあげた寛永五年九月二八日の日帳の別の一節には、「今度かわりの御横目衆」として花房勘右衛門正盛・瀧川三九郎一積の名があげられている。彼らの着任時期は前任者の酒井・能勢が一〇月二〇日頃に府内を出発したと考えられること、また彼らの名で細川氏に通行切手の判鑑が同年極月朔日付で出されているので、酒井・能勢と入れ替わりか、寛永五年一〇月下旬一二月の間に到着したと考えられる。

離任時期は寛永六年一二月七日の細川氏の日帳に「豊後御横目衆御替時分ニ御座候ニ付」暇乞の使者を派遣した、あること

からこの頃であると考えられる。

(第七回派遣)

寛永七年正月五日の細川氏の日帳に「豊後御横目御兩人」へ年賀の使者が送られていることから、花房・瀧川が府内を出発した寛永六年二月初めから翌年正月の間に後任の府内目付が到着したと考えられる。後任者の名を明確に示す史料はないが、寛永七年九月二日の細川氏の日帳に、

【史料四】

一、豊後⁶、原久助被罷戻候事、赤井豊後様・斎藤左源太様⁴之御返事二通、久助持帰ル(以下略)

とあり、この時期細川氏が豊後にいる二人の旗本赤井豊後守忠泰と斎藤左源太利政と交流を持っていたことがわかる。赤井、斎藤の両名が豊後にいる理由については府内目付として派遣されたものと考えるのが自然であろう。

離任時期は寛永七年二月四日の細川氏の日帳に新しい府内目付城織部信茂が豊後に向け出発したと見えること、同月十四日には交替の目付が近日到着するとあり、同月十八日には新しい府内目付の名が見えるので、これまでの例から見て、寛永七年一二月頃に交替の府内目付と入れ替わりに府内を離れたと考えられる。

(第八回派遣)

先にあげた寛永七年二月十八日の細川氏の日帳に府内目付城織部信茂・駒井二郎左衛門昌保に音信を送る記事があるので、赤井・斎藤の後任は城・駒井であることがわかる。また、彼らの府内到着は先の考察から一二月一四〜一八日の間であると考えられる。

離任時期は寛永八年一月二十九日の細川氏の日帳に、一月二七、八日に交替の府内目付が大坂を出発したこと、来月一日には豊後に必ず到着するので大坂へ向かう船を府内に廻して欲しいと城信茂が細川氏に依頼していることがわかる。このことから、城・駒井は交代の府内目付が到着する寛永八年二月一〇日頃に入れ替わりに府内を出発したと考えられる。

(第九回派遣)

城信茂・駒井昌保の後任として派遣されたのが、田淵氏がすでに指摘している本郷勝右衛門勝吉・森伊豆守重政である。寛永九年正月二〇日の江戸の細川忠利が府内の本郷勝吉・森重政にあてた書状⁽⁴⁷⁾からこの時には府内へ本郷・森は到着していたことがわかる。先に述べたように城・駒井と入れ替わりに着任してきたのだらう。

離任時期は寛永九年九月五日に細川忠利が本郷・森へあてた書状に「当暮者定而可被成御替候間」とあること、また同年霜月一日に細川忠利が後任の府内目付市橋長吉・石川重勝にあてた書状に「御無事ニ其元御下著候由、去五日之御報拝見申候」とあり、一月五日には市橋・石川は府内に到着していることがわかるので、これと入れ替わりかその前後に本郷・森は府内を離れたと推測できる。

以上の内容をまとめたものが表一である。

史料一と一部人名の異なるものはいくつかあるが、ほぼ合致する。これからわかるのは松平忠直が豊後へ配流された元和九年から毎年二人づつ目付が派遣されていること、目付の交替時期は毎年一〇月〜一二月の間であることである⁽⁴⁸⁾。

また、史料一が実際の派遣年次と一年ずれる場合があるのは、目付の交替が年末に行われるため、府内到着がずれこむと翌年正月になってしまふためであるらう。

このように、府内目付は従来言われてきたように、初めは不定期に派遣されていたのではなく、当初から毎年定期的に、二人ずつ派遣されていたのである。

第二節 派遣者の特徴、派遣形式について

表二は第一節で明らかにした府内目付の略歴を『寛永諸家系図伝』⁽⁴⁹⁾、『寛政重修諸家譜』⁽⁵⁰⁾や『柳宮補任』⁽⁵¹⁾を元に作成したものである。この表から目付就任者は使番または両番(書院番・小姓番)に属し概ね一〜三〇〇〇石クラスの旗本であることがわ

表1 元和9～寛永9年までの府内目付就任者と在任期間一覧

派遣回	着任年月日	離任年月日	着任者名
1	元和9年閏8月27日以前	寛永元年10月3日	駒井右京親直
	同上	同上	近藤勘右衛門用政
2	寛永元年10月2日	寛永2年8月25日（筑前へ、そのまま江戸へ）	加藤平内光直
	同上	寛永2年11月下旬	小栗又市政信
3	寛永2年11月下旬	寛永3年11月頃	山角藤兵衛勝成
	同上	同上	庄田小左衛門安照
4	寛永3年11月頃	寛永4年11月26日	東条紀伊守長頼
	同上	同上	竹中筑後守重信
5	寛永4年11月下旬 カ	寛永5年10月20日頃	酒井五郎助忠知
	同上	同上	能勢次左衛門頼重
6	寛永5年10月中旬～12月間	寛永6年12月頃	花房勘右衛門正盛
	同上	同上	瀧川三九郎一積
7	寛永6年12月～翌年正月間	寛永7年12月	赤井豊後守忠泰
	同上	同上	斎藤左源太利政
8	寛永7年12月14～18日間	寛永8年12月頃	城織部信茂
	同上	同上	駒井二郎左衛門昌保
9	寛永8年12月頃	寛永9年11月頃	本郷勝右衛門勝吉
	同上	同上	森伊豆守重政

表2 府内目付就任者の特徴

派遣回	目付氏名	石高	派遣当時の役職	略歴
1	駒井右京親直	1,800石	使番	大坂兩陣に参加。寛永8年4月15日没。享年55歳。
	近藤勘右衛門用政	1,000石	使番	関ヶ原、大坂兩陣に参加。寛永2年7月7日没。享年58歳。
2	加藤平内光直	3,641石	?	関ヶ原、大坂兩陣に参加。寛永3年12月使番。寛永9年国替のため備前へ派遣。
	小栗又市政信	1,450石	徒頭カ	関ヶ原に参加。寛永9年先弓頭。慶安2年家光の勘気により閉門。同4年旧職復帰。
3	山角藤兵衛勝成	500石	書院番	大坂兩陣に参加。寛永9年徳川秀忠御霊屋、廟所普請奉行。
	庄田小左衛門安照	2,000石	使番カ	大坂兩陣に参加。元和8年最上氏・本多正純改易時の目付。寛永15年島原の乱時上使として派遣。
4	東条紀伊守長頼	1,100石	書院番	大坂陣に参加。寛永8年6月5日没。享年55歳。
	竹中筑後守重信	3,000石	寄合	寛永11年兄、豊後国府内藩主竹中重義に連座して改易、出羽秋田へ配流。
5	酒井五郎助忠知	500石	小姓番	大坂兩陣に参加。寛永15年島原の乱時上使として派遣。同年町奉行。
	能勢次左衛門頼重	3,000石	使番	大坂兩陣に参加。寛永15、17年府内目付。同17年私領納公のため下野榎本へ赴く。
6	花房勘右衛門正盛	1,000石	使番	大坂兩陣に参加。寛永9年国替のため鳥取へ派遣。同10年東海道駅路巡察、同17年生駒騒動の上使として派遣。
	瀧川三九郎一積	1,000石	?	大坂兩陣に参加。寛永3年秀忠上洛に供奉。寛永9年7月改易。
7	赤井豊後守忠泰	2,000石	使番カ	関ヶ原へ参加。元和3年伊勢田丸城に上使として派遣。寛永10年松平直政出羽に転封に際して郷村受取のため派遣。
	斎藤左源太利政	1300石余	使番カ	大坂兩陣に参加。寛永13年信濃国高遠城引渡役、同15年島原の乱時上使として派遣。同15、20年府内目付。正保2年出羽目付。慶安4年長門目付
8	城織部信茂	1,000石	使番	関ヶ原、大坂兩陣に参加。寛永10年諸国巡察使（西海道担当）。
	駒井二郎左衛門昌保	1,170石	書院番	大坂兩陣に参加。寛永11年丹波国亀山城引渡役。同15年島原の乱時上使として派遣。
9	本郷勝右衛門勝吉	1,300石	使番	大坂兩陣に参加。寛永11年因幡国目付。同15年島原の乱時上使として派遣。正保2年三河国西尾城引渡役、府内目付。
	森伊豆守重政	1,860石	使番	寛永3年秀忠上洛に供奉。寛永10年5月7日没。享年53歳。

かる。また、彼らは関ヶ原、大坂両陣への参加歴を持ち、將軍親衛隊の一員として派遣時点において豊富な経験を有している。さらに、彼らの多くは府内目付を退いた後も国替や大名改易時あるいは国目付として諸国に派遣されるなど遠国派遣の経験を生かした活動をしている。

次に派遣形式についてみる。例として第三回派遣の山角勝成・庄田安照についてあげると、

【史料五】

一、府内御目付衆御かわりニ御本丸様(家光)の山角藤兵(勝成)へ殿、是ハ御知行五百石にて御座候、西丸様(秀忠)ハ庄田小左衛門殿(安照)、是ハ御知行式千石御取被成候、右御両人へ仰被付候当月廿日時分ニ此御両人爰元御たち出可被成由ニ御座候、昨日右御両所御前へ被召出、万事被仰付旨ニ御座候、(以下略)

これは寛永二年一〇月一五日に岡藩の江戸聞役である武部左京から国元にあてた書状の一節である。これから本丸様すなわち家光から山角が、西丸様すなわち秀忠から庄田が、それぞれ府内目付として派遣されていることがわかる。また、第二回においても小栗政信は秀忠から、加藤光直は家光からそれぞれ派遣されていることが大坂の岡藩士沢儀左衛門の岡老職にあてた書状(後掲)からわかる。

こうした直接的に派遣元を示す史料は無くとも、派遣された者の『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』の記述をみると誰のもとから派遣されたのかを推測できる。例として能勢頼重の『寛永諸家系図伝』の項をあげると、

【史料六】

頼重

次左衛門

大権現につかえたてまつる(家光)

慶長十五年、台徳院殿(秀忠)を拝したてまつる

表3 府内目付就任者の派遣当時の所属

派遣回	目付氏名	所属
1	駒井右京親直	秀忠
	近藤勲右衛門用政	秀忠
2	加藤平内光直	家光
	小栗又市政信	秀忠
3	山角藤兵衛勝成	家光
	庄田小左衛門安照	秀忠
4	東条紀伊守長頼	?
	竹中筑後守重信	秀忠カ
5	酒井五郎助忠知	家光
	能勢次左衛門頼重	秀忠
6	花房勲右衛門正盛	秀忠
	瀧川三九郎一積	?
7	赤井豊後守忠泰	?
	斎藤左源太利政	?
8	城織部信茂	秀忠
	駒井二郎右衛門昌保	家光
9	本郷勝右衛門勝吉	家光
	森伊豆守重政	秀忠

同十九年、大坂御陣に供奉す。
 元和元年、大坂再亂の時、頼次(頼重)と同じく
 多田庄にゆき、軍事をつとめ、そのうち御使番となる。
 寛永九年より、(家光)將軍家につかえられてまつる。(忠)
 とある。ここから能勢頼重が初め家康に仕え、慶長一五年から秀忠に、寛永九年からは家光に仕えたという所属の変遷がわかる。このことから寛永四年に府内目付として派遣された当時、能勢頼重は秀忠の下に所属していたことが推測できる。このようにして派遣当時の所属を示したのが表三である。(忠)

表三から第一回到派遣された近藤・駒井を除き、
 判明する五組何れもが秀忠・家光の下からそれぞれ一人ずつ派遣されていることがわかる。

こうした派遣形式は府内目付に限られたものではない。秀忠大御所期の朝廷への使者は秀忠・家光の双方から派遣され、また、寛永五年六月二三日の大坂城普請・京都御用の使者は秀忠から青山幸成、家光から安藤重長がそれぞれ派遣されるなど、秀忠大御所期においては幕府から各地に派遣される重要な使者は秀忠・家光双方から出されていたと考えられる。(忠)

このような上使派遣の形式をとった背景には当

時の二元政治的な構造が指摘できる。秀忠が家光に將軍職を譲り、江戸城西丸へ移った後も秀忠・家光それぞれの下には年寄衆・直轄軍が備えられていた。こうした体制の下で実権は秀忠に掌握されていたが、幕府意思は秀忠・家光双方の年寄の合議をへて、両丸年寄の連署奉書で示されるなど秀忠・家光対等の形式をとっている。府内目付をはじめとする上使派遣の形式も、どちらか一方から派遣されるのではなく、秀忠・家光双方から出されることで両者対等の立場を表明し、家光へのスムーズな政權移譲を図るといふ幕府意思を表明したものと考えられる。

ただし、右のことはあくまでも形式上のことであり、実際に派遣された者にとってはどうであつたか。

【史料七】

符内御横目衆為御替小栗又市殿(政忠)・加藤平内殿被成御下候、又市殿ハ從殿(前)様御舟被成御借、舟中御賄之物迄被成進上候、其上福永弥五左衛門船中御供可仕旨被仰付被罷下、委者弥五左衛門可被申上候、平内殿ハ加藤肥後殿(忠)ハ御船御借被成候、平内殿へも又市殿同前ニ舟中御賄之物被進之候へ共、御しんしやく被成、御樽壹荷・うるか桶壹ツ・かうの物桶壹ツ御留被成候其外ハ御戻被成候、御内証之由ニて被仰聞候者又市殿從公方様(前)ハ被遣候故、御心付之物など被留置候ても不苦候へ共、平内殿ハ從將軍様被遣候故、御音信之物共御留被成候事不罷成由被仰聞候、一入爰元(元)ニて御懇之段無申付候御備心ニて御進物御返進之儀ニてハ、努々無之旨重々被仰聞候、府内へ御下着被成候ハ、定而使者可被遣候、左様之刻者先又市殿ハ被遣、其後平内殿へ被遣候様ニ拙者方ハ各様申上候へと、御内証被仰聞候、平内殿ハ堀因州様(忠)・甚介様御同組之故御両所様(前)ハ此度殿様之儀万端可然様ニ頼存之由被仰候、殊更修理様(中)とハ御知音被成候間、殿様之儀ハ少も無沙汰ニ不存候間、此方各様へ能々拙者かたハ可申上之旨被仰聞候、又市殿ハ從松河内様(前)此度御引合被成御船など御借候様ニと被仰候由御座候、其上越中様(前)定ニて此度殿様之儀偏ニ御頼被成由被仰候条、少も疎略被成間敷之由御懇可申上様無御座候、又市殿者御幼少ハ公方様御そはちかく被召使於于今万端御心易被召使之由ニて、御進物など御請被成ても不苦之由、平内殿御内証被仰聞候、御両所様之御身躰平内殿ハ三千石余、又市殿ハ千石斗之由ニ御座候へ共、右之様子ニて御座候故爰

元にて万事又市殿次第との御内証之由承及申候、其上又市殿も万事下目ニと被成候御覚悟と相見へ申候、又市殿ハ御氣分少さくと御座候由平内殿御内証にて御座候間其御心得可被成候、萬事為御心得如此ニ候、恐惶謹言

(尚々書省略)

この史料は寛永元年九月二五日に大坂の岡藩士沢儀左衛門が国元の老職にあてた書状である。秀忠から派遣された小栗政信へ岡藩から、家光から派遣された加藤光直へは肥後加藤氏からそれぞれ豊後への船が提供され、岡藩からは船中の賄物までも小栗・加藤へ進上している。しかし、船中の賄物提供に対し、小栗はすべて受け取ったが、加藤は「うるか桶老ツ・かうの物桶老ツ」を受け取った他は返却している。この理由について加藤は「御内証」として沢に伝えている。それによると進物の大部分を返却したのは岡藩に対し加藤が良くない印象を持っているためではなく、自分が誰から派遣されたかによること、つまり秀忠から派遣された小栗は大名からの心付を受けても構わないが、家光から派遣された自分は受け取ることではできないとする。また、府内に小栗・加藤が到着した後で岡藩からの使者はまず小栗に会い、その後に加藤に会うようにと述べている。こうした加藤の小栗への気遣いは、加藤が沢に述べるように、小栗が幼少から秀忠に側近く仕え、現在も色々と秀忠から心安く召し使われていることであつた。そのため加藤は府内においても自身が石高の上では小栗の三倍であるにも関わらず、小栗の下に付こうと覚悟しているのである。

この加藤の述懐は府内目付内部のあり方を考える上で興味深い。派遣形式上は秀忠・家光対等の立場を表明しているが、この史料からわかるように実際に派遣されたもの間では対等ではない（少なくとも一方はそう考える）状態にあつた。形式的であっても立場を対等にしようとする姿勢は重要であり、秀忠没後の家光のスムーズな政権移譲を成し遂げた基盤であることは間違いない。しかし、実際に現場においては、大御所秀忠（西丸）に所属する者への家光（本丸）に所属する者の遠慮があり、ここに大御所・將軍両者対等を表明しつつも大御所優位を払拭できない二元政治的構造の矛盾、そして秀忠没後その直轄軍を家光が自身のそれと合わせて掌握しなくてはならないという課題を見ることができ、

以上、本章では秀忠大御所期に派遣された府内目付の実名、派遣時期、派遣形式について述べた。次章では府内目付の九州における任務を見てゆく。

注

- (1) 善積美恵子「江戸幕府の監察制度」『日本歴史』二四四、一九六八。
- (2) 善積氏は忠直没後の明暦二(三年)一六五六(五七)に府内へ派遣された目付も府内目付としているが、これは府内藩主日根野吉明の無嗣断絶による領知収公の監察のために派遣されたものであり、府内目付とは異なると考える。
- (3) 田淵正和「派遣初期の豊後府内目付について」『日本歴史』五一〇、一九九〇。
- (4) ただし、田淵氏は後掲の府内目付の人名一覽を元に元和九(寛永九年)までの府内目付派遣を示唆している。
- (5) 主に使用する史料は豊後国岡藩主中川家文書内「中川家記事記録」である。これは歴代藩主の年譜を作成する際に収集された史料集であり、近世初期に藩内外で取り交わされた書状、法度を多数収録している(竹田市立歴史資料館寄託)。
- (6) 『徳川諸家系譜』第四(統群書類従完成会、一九八四)、九五頁。
- (7) この人名一覽については、田淵氏が前掲論文において府内目付の人名一覽であることを指摘し、豊後配流後の忠直の伝記「伯公伝記」(大分県立図書館所蔵)中の同一の人名一覽を比較した上で府内目付の同一の人名一覽が存在したことを推測している。
- (8) 『大日本近世史料 細川家史料』第九(東京大学出版会、一九八四)、一三〇号。
- (9) 『寛永諸家系図伝』第七(統群書類従完成会、一九八四)、二五三―二五四頁、第四(統群書類従完成会、一九八二)、七三頁。以下、府内目付の実名についてはこの史料を用いる。
- (10) 『福岡県史 近世史料編 細川小倉藩』(二)、二四二頁。以下「細川小倉藩」と略す。
- (11) 柴山は当時船奉行として岡藩の船着場がある三佐村(現大分市)常駐していた(津山氏世譜)、「瓜生島」調査会、一九七八、七一―七二頁。

- (12) 『中川家記事記録』N二〇二。
(13) 同右。
(14) 『大日本近世史料 細川家史料』第九、一五八号。
(15) 同右一六二号。
(16) 寛永元年九月二五日沢儀左衛門書状(岡老職宛)『中川家記事記録』N二〇二所収。
(17) この時の府内目付の動向については第二章で述べる。
(18) 寛永二年八月二五日柴山勘兵衛・上嶋源太夫書状(中川式部宛)『中川家記事記録』N二〇二、寛永二年一月二五日武部左京書状(国元宛)『中川家記事記録』N二〇三。
(19) 寛永二年一月一八日岡老職宛書状『中川家記事記録』N二〇二。
(20) 寛永二年一月二五日武部左京書状(国元宛)『中川家記事記録』N二〇三。
(21) 注(19)に同じ。
(22) 『中川家記事記録』N二〇二。
(23) 寛永三年一月二一日岡老職書状(大岩市丞・柴山勘兵衛宛)『中川家記事記録』N二〇二。
(24) 『細川小倉藩』(一)、一八五頁。
(25) 『中川家記事記録』N二〇三。
(26) 『細川小倉藩』(一)、三〇頁。
(27) 『細川小倉藩』(二)、一〇七頁。
(28) 『細川小倉藩』(二)、一一一～一二二頁。
(29) 『細川小倉藩』(二)、三八六頁。
(30) 『細川小倉藩』(二)、三九八頁。

(31) 『細川小倉藩』(三)、二四頁。

(32) 『細川小倉藩』(三)、六二頁。

(33) 『細川小倉藩』(三)、七一頁。

(34) 『細川小倉藩』(三)、七四頁。

(35) 『細川小倉藩』(三)においては駒井二郎左衛門を親直と比定しているが、『寛永諸家系図』第四(統群書類従完成会、一九八二)七三―七四頁を見ると、駒井親直の通称は右京であり、二郎左衛門の通称を持つ者は駒井昌保、昌信がいる。このうち駒井昌保については『寛政重修諸家譜』第三(統群書類従完成会、一九六四)二二六頁で寛永七年に府内目付に任命されたとあるので、ここでは駒井二郎左衛門を昌保と比定した。

(36) 『細川小倉藩』(三)、一五二頁。

(37) 『大日本近世史料 細川家史料』第一六(東京大学出版会、一九九八)一五一、一五二頁。

(38) 『大日本近世史料 細川家史料』第一六(東京大学出版会、一九九八)一八一〇号。

(39) 『大日本近世史料 細川家史料』第一六(東京大学出版会、一九九八)一七七五、一七七六号。

(40) 交替時期については、寛永八年閏二〇月二〇日の細川氏の日帳(『細川小倉藩』(三)、一一三頁)に、

一、佐渡殿（昌保）、使者を以、被仰聞候へ、豊後御横目衆、いつも来月ハ御替被成かと覚申候、左様御座候ハ、いつものことく、御音信物被進之にて可有之候、(以下略)

とあるので当時の周辺大名にもそのように認識されていたことがわかる。

(41) 統群書類従完成会、一九八〇―一九九七。

(42) 統群書類従完成会、一九六四―一九六八。

(43) 東京大学出版会、一九六三―一九七〇年。

(44) 注(20)に同じ。

(45) 『寛永諸家系図伝』第三(統群書類従完成会、一九八〇) 一一二～一一三頁。

(46) その中で『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』では所属を明確に確認しえず、他の史料から推測した駒井昌保、森重政について判断の根拠を示しておく。

まず、駒井昌保については『寛永諸家系図伝』には秀忠に仕えたとあるのみで寛永一五年に没するまで大坂陣以外の詳しい経歴は記されていない。しかし、『東武実録』の寛永九年二月条の秀忠死去による形見分け記事の中に本丸書院番士として駒井昌保の名が見え、寛永九年正月には家光の下に所属していたことがわかる。所属変更の時期は、『寛政重修諸家譜』の駒井昌保の項を見ると、「寛永五年大^(徳川家光)猷院殿日光山にまふでたまふのとき扈從し」とあることから寛永五年にはすでに家光の下に所属していたことがわかる。よって寛永七年に駒井昌保が府内目付として派遣された時点では家光に所属していたと考えられる。

次に森重政であるが『寛永諸家系図伝』を見ると、

(前略)

慶長十一年、江戸におゐて台^(秀忠)徳院殿を拝したてまつる。

同十四年、従五位下に叙す。

寛永八年、御使番の役をつとむ。

同七年、將軍家を拝す。

同十年、江戸におゐて病死。年五十三。

法名宗瑞。

とある。しかし、寛永八年の使番就任の記事の後に寛永七年の家光付属の記事があり、校訂者も不審であったとみえてこの部分について(マ)とルビを振ってある。そこで『東武実録』の寛永八年正月一七日の秀忠紅葉山参詣の記事を見ると、供奉者の中に森伊豆守の名が見えるのでこの時点では森はまだ秀忠の下に所属していたと考えられる。恐らくは秀忠が没した寛永九年正月以降に家光に仕えたのだらう。『寛永諸家系図伝』の記載は寛永九年の誤記と考えられる。

(47) 大島聖子「江戸幕府の高家成立について―初期の職務をめぐって―」(國學院大學大學院紀要―文学研究科―第二五輯、二〇〇四)

(48) 『東武実録』(二)(汲古書院、一九八二)五二三―五二四頁。

(49) 藤井讓治「秀忠大御所時代の「上意」と年寄制」(『日本政治社会史研究』下掲書房、一九八五)、小池進「江戸幕府直轄軍団の存在形態と特質」(『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一)。

(50) 藤井前掲論文。

(51) 注(16)に同じ。

(52) 加藤が岡藩士の沢に自身の胸の内を伝えたのは、加藤と同じ組に所属し、岡藩主中川久盛の縁戚(伯父)でもある旗本堀秀信・新庄直房兄弟から久盛について加藤が頼まれ、さらに加藤自身が久盛の父である中川秀成と親しい関係にあったことが考えられる。加藤は自分と近い関係にある岡藩家臣へ府内目付への対応のアドバイスを含め自分の心憎を吐露したのであろう。